

2022年10月19日 管理運営委員会

2022年11月16日 管理運営委員会

2022年11月22日 Gh事業委員会

2022年11月24日 理事会

神奈川県医療事業協同組合理事会 御中

輝きの郷 障害者グループホーム勤務書 各位

神奈川県医療事業協同組合

理事長 井町和義

2022（令和4）年度の障害福祉に係る処遇改善加算・特定処遇改善加算及びベースアップ加算に関する届出及び障害者グループホーム職員への処遇改善支給等の計画について

2022年4月、処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰの届出（完了）、2022年8月、ベースアップ加算（10月開始）の届出を実施（完了）しました。今年度の処遇改善等に関する賃金改善の内容は以下の通りです。

1、障害者グループホーム（共同生活援助）職員に対する処遇改善の期間

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 【処遇改善・特定処遇改善の実施期間】 | 2022年4月～2023年3月 |
| (2) 【ベースアップ加算の期間】 | 2022年10月～2023年3月 |

2、支給方法の考え方（処遇改善8.6%、特定1.6%、ベースアップ2.6%）

(1) 【処遇改善の支給】

① 固定的賃金の改善

処遇改善加算による入金額は、常勤職員の基本的な給与の改善、非常勤職員の時間給の増額、各種頑張りに対する評価にあて、賃金による処遇改善を行います。

② 処遇改善手当の支給

処遇改善加算の入金額を、以下（3.具体的な支給方法）の基準で支給し、併せて年度末（2023年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合支給することで処遇改善を実施します。

③ 法定福利費の増加

処遇改善加算により増加する法定福利費を処遇改善加算額より充当します。

(2) 【特定処遇改善の支給】

① 特定処遇改善の支給

特定処遇改善加算を下記の基準で支給し、併せて年度末（2023年3月）に年間実績の計算を行い、差額分が生じた場合支給することで処遇改善を実施します。

なお、特定処遇改善加算の考え方である「経験・技能のある職員」のグループの設定、あるいは月額8万円以上、又は年収440万円以上となる者の設定」を考慮して支給します。

②法定福利費の増加

特定処遇改善加算により増加する法定福利費を特定処遇改善加算額より充当します。

(2)ベースアップ加算の支給（2022年10月～2023年3月）

①ベースアップ加算支給額は、毎月の勤務時間数に換算し、職員へ均等割します。

②法定福利費の増加

ベースアップ加算により増加する法定福利費をベースアップ加算額より充当します。

3、具体的な支給方法について

(1)【処遇改善加算の支給方法】（総額約27万円相当/月額）

*管理者及びサービス管理責任者は除く。

①勤務時間数による加算＝時間数×100円～150円（毎月の加算・時間により変動）

②各種資格加算（福祉専門職配置加算5000円、サビ管資格加算5000円、*強度行動障害研修加算3000円）、*対象の入居者がいない場合は除く。

③学習会（DVD等）、職場会、行事（誕生会、七夕、Xmas）等参加、1行事1000円

④特別評価加算（著しく貢献が認められた者（評価者：管理者・サビ管）

・業務改善提案、各委員会活動（身体拘束、感染、虐待防止等）/地域・社会活動/学術・研究活動/民医連活動等

⑤その他加算

・2か所勤務/指導者/創意工夫（業務改善提案、装飾、食事等）/*年末・年始/常勤臨時夜勤等、1000～5000円

***年末年始 12/31～1/1 の日勤者、夜勤者対象 5000円/1回**

***常勤臨時夜勤 5000円/1回**

(2)【特定処遇改善加算の支給方法】（総額約5万円相当/月額）

“「経験・技能のある障害福祉人材」のグループの設定、あるいは月額8万円以上、又は年収440万円以上となる者の設定”を達成させます。

*「経験・技能のある障害福祉人材」とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、心理指導担等で勤続10年以上の者、管理者経験者等を基本とします。

(3)【ベースアップ加算の支給方法】（総額約7万円相当/月額）

*10月からの発生します。

*加算総額を勤務時間で除して 勤務者全員に支給します。

(4)【支払い（支給）の方法】

①2ヶ月後に毎月支給します（例えば、6月分は8月の賃金支給日＝基本毎月25日）

②但し、2022年7月～10月分は12月の賃金支給日に支払います。

以上